①-1　介護保険料決定通知書（表紙・裏表紙）

見本

上下と右側がミシン目になっており、この部分を切り取って中を読む形式です。

裏表紙　　表紙

20ｃｍ

【還付金詐欺に注意!!】

市役所の職員を名乗り、還付金の手続きについての電話が多数発生しています。
市役所から電話にて還付金のご案内をすることはありません。このような電話があった場合は一旦電話を切り、ご家族や警察にご相談ください。

【新型コロナウイルス感染症にかかる65歳以上の方の令和４年度介護保険料の減免について】

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の生計維持者の方の収入が一定程度以上減少した方は、介護保険料が申請により減免になる場合があります。
詳しくは、各区役所の福祉課までお問い合わせください。

【審査請求等について】

この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して３カ月以内に、熊本県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、この限りではありません。
なお、この処分については、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内に、熊本市を被告として（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、この限りではありません。）。ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
①審査請求があった日の翌日から起算して３カ月を経過しても裁決がないとき。
②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

熊本県介護保険審査会
〒862-8570　熊本市中央区水前寺６丁目18－１
熊本県庁 認知症対策・地域ケア推進課内
電話　096-333-2218

この通知書は各種手続き（インフルエンザや肺炎球菌予防接種の自己負担免除申請等）に使用できる場合がありますので大切に保管してください。

10.5ｃｍ

料金後納
郵便

860-8618　　郵便区内特別
熊本市中央手取本町
１番１号

熊本　太郎　様

000063

特別徴収（年金天引き）の方へ　〔本算定〕

令和４年度　熊本市介護保険料決定通知書

（お問い合わせ先）

この通知書や保険料賦課に関すること

北区役所　福祉課
〒861-0195
熊本市北区植木町岩野238番1号
電話　096-272-1118

介護保険課
電話　096-328-2347

保険料の納付や還付金に関すること
国保年金課　　電話　096-328-2270
北区役所　区民課　　電話　096-272-6900

○決定通知書は色が３種類あり、保険料の支払い方法によってかわります。
①緑色・・・年金から天引きされる特別徴収
②青色・・・口座振替
③茶色・・・代理納付（生活保護）
ほとんどの方が　①（緑色）の特別徴収です。①～③は説明文の内容が少し違いますが、所得段階が記載されている場所は同じです。

見本

①-2　介護保険料決定通知書

世帯欄が「非課税」であるかを確認

令和４年度 熊本市介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書

令和４年度分の介護保険料額が次のとおり決定しましたので通知します。
つきましては、令和４年度分・令和５年度分（令和５年4月･6月･8月）の介護保険料について、次のとおり年金から特別徴収しますので通知します。

令和　4　年　7　月27　日

熊　本　市　長　熊本市長

被保険者番号	0000000004
被保険者氏名	熊本　太郎
特別徴収義務者	厚生労働大臣
特別徴収対象年金	老齢基礎年金
算定日	令和　4年　6月25日

※この通知書は、令和　4年　6月25日　時点の資格に基づいて作成しています。資格等の変更が生じた方へは、別途翌月以降に変更通知書を送付します。

令和４年度に納付する介護保険料額	56,784

（期別保険料額）

月期	保険料額 普通徴収	保険料額 特別徴収	普通徴収の納期限
4月期		7,500	
5月期			
6月期		7,500	
7月期			
8月期		10,584	
9月期			
10月期		10,400	
11月期			
12月期		10,400	
1月期			
2月期		10,400	
3月期			
小計		56,784	
合計	56,784		

（年金天引き日）

令和４年４月	令和４年４月15日	令和４年10月	令和４年10月14日
令和４年６月	令和４年６月15日	令和４年12月	令和４年12月15日
令和４年８月	令和４年８月15日	令和５年２月	令和５年２月15日

保険料の算定　　あなたの所得段階は　3　段階です

保険料算定期間	月数 ①	所得段階	保険料年額 ②
R４．４ ～ R５．３	12	3	56,784

③減免額	④保険料積算額 ②×①÷12	確定保険料額 ④－③
0	56,784	56,784

なお、100円未満の端数については10月期に加算します。

賦課の根拠

世帯	本人	合計所得金額 公的年金等収入金額
非課税	非課税	274,84 1,474,844

・所得の申告がない方は、仮の所得段階として非課税世帯であれば３段階、課税世帯であれば５段階として計算します。
・「世帯」とは、原則として、４月１日現在での住民基本台帳（住民票）の世帯をもとに算定します。（ただし、４月２日以降に市外から転入された方や65歳に到達した方は、その年度はそれぞれ転入日・65歳到達日現在の世帯となります。）

令和５（2023）年度の介護保険料特別徴収（仮算定）について

あなたの令和５年度分（４月・６月・８月）の特別徴収（仮徴収）額は次のようになります。
（令和５年の２月に年金から天引きされる介護保険料と同額です。）

令和５年度特別徴収額（４月）	10,400
令和５年度特別徴収額（６月）	10,400
令和５年度特別徴収額（８月）	10,400

特別徴収額の平準化のため、6月・8月期の特別徴収額を変更する場合があります。

介護保険料の減免

■保険料所得段階が第２段階・第３段階の方は、次の１～５の全ての要件に該当すれば、申請により第１段階相当額に減額する制度があります。

1．世帯の年間収入見込額（給与・年金・事業収入等全ての収入）が減免基準額を超えない方。
2．市民税（住民税）を課税されている方の健康保険の被扶養者となっていない方。
3．預貯金額が減免基準額を超えない方。
4．居住用以外に処分可能な土地・家屋を有していない方。
5．介護保険料の滞納がない方。

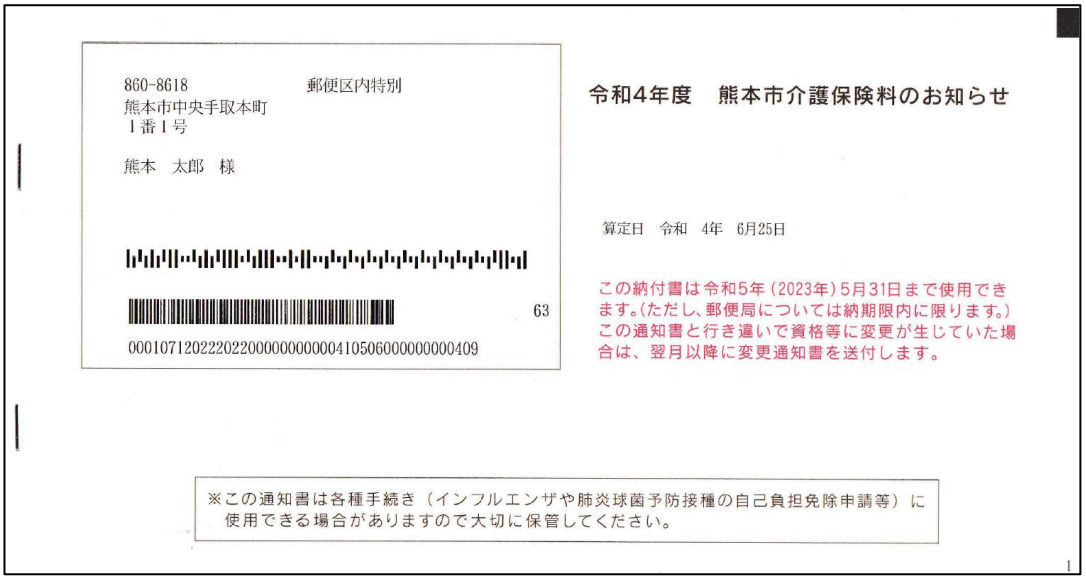
■また、世帯の生計維持者が災害により損害を受けた場合や失業・死亡などの理由により収入が著しく減少した場合、世帯主又はその世帯に属する被保険者が居住用財産を公共事業や債務返済のために売却した場合、居住用財産を売却し、前後１年以内に新たな居住用財産を取得した場合等は、申請により介護保険料を減免できる場合があります。
詳しくは、各区役所福祉課までお問い合わせください。

見本

②　介護保険料納付通知書（冊子形式）

17.5ｃｍ

10ｃｍ



860-8618　　郵便区内特別
熊本市中央手取本町
1番1号

熊本　太郎　様

63

00010712022202200000000004105060000000409

令和4年度　熊本市介護保険料のお知らせ

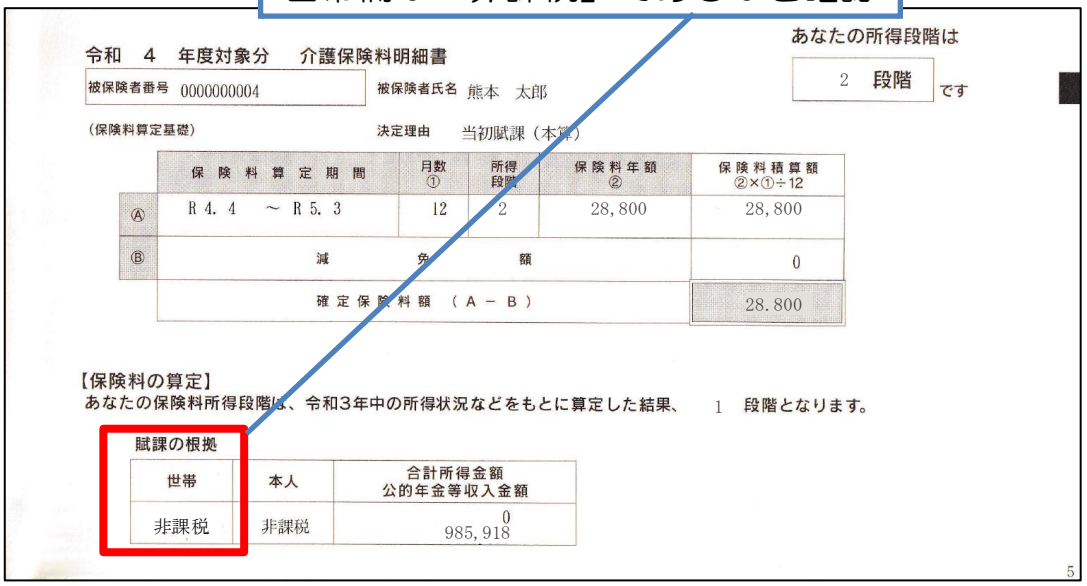
算定日　令和　4年　6月25日

この納付書は令和5年（2023年）5月31日まで使用できます。（ただし、郵便局については納期限内に限ります。）
この通知書と行き違いで資格等に変更が生じていた場合は、翌月以降に変更通知書を送付します。

※この通知書は各種手続き（インフルエンザや肺炎球菌予防接種の自己負担免除申請等）に使用できる場合がありますので大切に保管してください。

1

世帯欄が「非課税」であるかを確認



令和　4　年度対象分　介護保険料明細書

被保険者番号　0000000004　　被保険者氏名　熊本　太郎

あなたの所得段階は　2　段階　です

（保険料算定基礎）　　決定理由　当初賦課（本算）

	保険料算定期間	月数①	所得段階	保険料年額②	保険料積算額 ②×①÷12
Ⓐ	R 4. 4 ～ R 5. 3	12	2	28,800	28,800
Ⓑ	減免額				0
	確定保険料額（A－B）				28,800

【保険料の算定】
あなたの保険料所得段階は、令和3年中の所得状況などをもとに算定した結果、　1　段階となります。

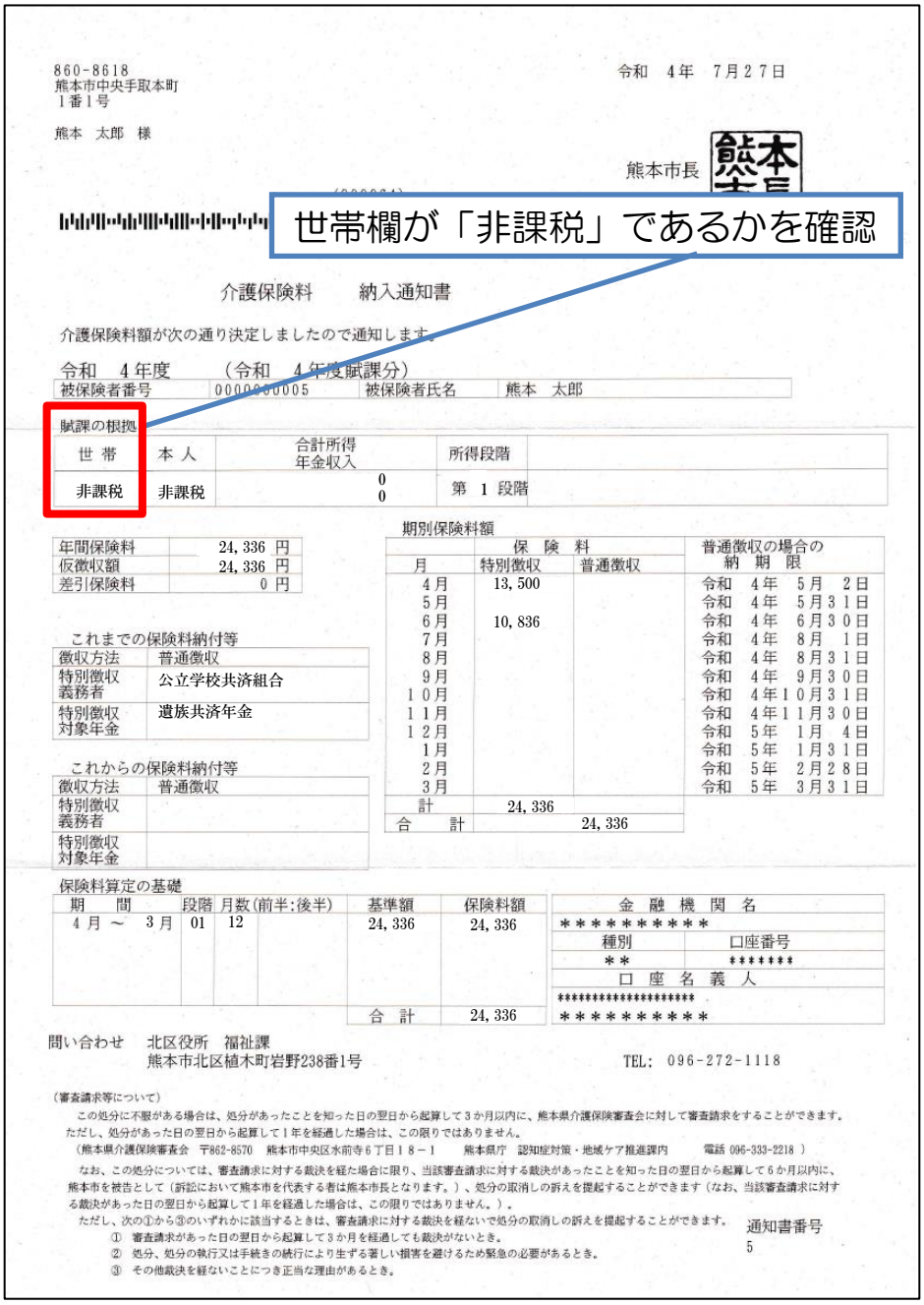
賦課の根拠

世帯	本人	合計所得金額 公的年金等収入金額
非課税	非課税	0 985,918

5

③　介護保険料納入通知書

見本



860-8618
熊本市中央手取本町
1番1号

令和　4年　7月27日

熊本　太郎　様

熊本市長

世帯欄が「非課税」であるかを確認

介護保険料　　納入通知書

介護保険料額が次の通り決定しましたので通知します。

令和　4年度　　（令和　4年度賦課分）

被保険者番号	0000000005	被保険者氏名	熊本　太郎

賦課の根拠

世帯	本人	合計所得 年金収入	所得段階
非課税	非課税	0 0	第 1 段階

年間保険料	24,336 円
仮徴収額	24,336 円
差引保険料	0 円

期別保険料額

月	保険料 特別徴収	保険料 普通徴収	普通徴収の場合の納期限
4月	13,500		令和 4年 5月 2日
5月			令和 4年 5月31日
6月	10,836		令和 4年 6月30日
7月			令和 4年 8月 1日
8月			令和 4年 8月31日
9月			令和 4年 9月30日
10月			令和 4年10月31日
11月			令和 4年11月30日
12月			令和 5年 1月 4日
1月			令和 5年 1月31日
2月			令和 5年 2月28日
3月			令和 5年 3月31日
計	24,336		
合　計	24,336		

これまでの保険料納付等

徴収方法	普通徴収
特別徴収義務者	公立学校共済組合
特別徴収対象年金	遺族共済年金

これからの保険料納付等

徴収方法	普通徴収
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

保険料算定の基礎

期間	段階	月数(前半:後半)	基準額	保険料額
4月 ～ 3月	01	12	24,336	24,336
			合　計	24,336

金融機関名	
**********	
種別	口座番号
**	*******
口座名義人	
**********	
**********	

問い合わせ　北区役所　福祉課
熊本市北区植木町岩野238番1号
TEL: 096-272-1118

（審査請求等について）
この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。
（熊本県介護保険審査会　〒862-8570　熊本市中央区水前寺6丁目18－1　　熊本県庁　認知症対策・地域ケア推進課内　　電話 096-333-2218 ）
なお、この処分については、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本市を被告として（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）。
ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

通知書番号
5

見本

④　介護保険料額変更通知書

862-0970　　郵便区内特別　　令和　4年　7月19日
熊本市中央区

様

熊本

納付方法によっては「兼特別徴収中止通知書」、「特別徴収を中止し」という文言がありません。

介護保険料額変更通知書兼特別徴収中止通知書

見本

令和 4 年度分の介護保険料の特別徴収を中止し、次のとおり変更しますので通知します。

令和 4 年度　（令和 4 年度賦課分）　　増（　）・減（○）

被保険者番号	
被保険者氏名	

変更理由	転出
変更年月日	令和 4 年 7月16日

賦課の根拠

	世帯	本人	合計所得金額	所得段階
変更前	非課税	非課税	0 436,667	第1段階
変更後	非課税	非課税	0 436,667	第1段階

世帯欄が「非課税」であるかを確認

※特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。

算出保険料	23,040 円
減免額	23,040 円
年間保険料	0 円
既通知済額	23,040 円
差引保険料	-23,040 円

期別保険料額

月	変更前保険料 特別徴収	変更前保険料 普通徴収	変更後保険料 特別徴収	変更後保険料 普通徴収	普通徴収の場合の納期限
4月	9,400		0		
5月					
6月	9,400		0		
7月					
8月	100		0		
9月					
10月	1,540		0		
11月					
12月	1,300		0		
1月					
2月	1,300		0		
3月					
過年					
過々年					
計	23,040		0	0	差引増減額
合計額	23,040		0		-23,040

これまでの保険料納付等

徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者	厚生労働大臣
特別徴収対象年金	老齢基礎年金

これからの保険料納付等

徴収方法	普通徴収
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

金融機関名		種別	口座番号
口座名義人			

保険料算定の基礎

期間	変更前 段階	月数	基準額	算出保険料	減免額	変更後 段階	月数	基準額	算出保険料	減免額
4月 ～ 3月	01	12	23,040	23,040	0	01	12	23,040	23,040	23,040
変更前期間					保険料額					保険料額
4月 ～ 3月					23,040					0

問い合わせ　中央区役所　福祉課
熊本市中央区手取本町1番1号　　TEL: 096-328-2311

（審査請求等について）
この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。
（熊本県介護保険審査会 〒862-8570　熊本市中央区水前寺6丁目18－1　　熊本県庁 認知症対策・地域ケア推進課内　　電話 096-333-2218 ）
なお、この処分については、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本市を被告として（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）。
ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

通知書番号